

(平成23年10月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から61年3月まで

私は、国民年金に制度発足当時に夫と共に加入したが、最初の頃に3か月だけ国民年金保険料を納付した後は、納付していなかったところ、昭和61年4月頃、自宅を訪れたA町（現在は、B町）役場職員から、「32万円を納付すれば、将来、年金が全額（人並みに）もらえる。」と言われ、その時は納付するだけの余裕があったので、同職員に32万円を一括で支払った。領収書はもらっていないが、役場には絶対的な信用をおいていたので、年金がもらえるのを楽しみにしていた。

しかし、社会保険庁（当時）の記録では、最後の23か月のみが納付済みとなっており、申立期間が納付となっていないことに納得できないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和61年4月頃、自宅を訪れたA町役場職員から、32万円を納付すれば、将来、年金が全額（人並みに）もらえると言われ、32万円を一括で支払った。」と主張しており、支払った金額は明確に記憶しているものの、支払った32万円をいつからいつまでの期間の国民年金保険料として納付したかについては覚えていない上、支払ったとする32万円に見合う国民年金被保険者期間は、申立人が納付したとする昭和61年4月頃において、複数存在し、申立人が支払ったとする32万円に見合う期間が特定できないほか、年金を全額（人並み）もらえるようにするため、納付可能な国民年金保険料免除期間に係る保険料を追納したと仮定しても、61年4月時点において、遡って納付することが可能な期間の保険料の額は約50万円であり、申立人が納付したとする金額と大きく相違

するなど、申立人が支払ったとする金額について合理的な理由が見当たらない。

また、申立人は、「国民年金制度発足当時に近所を集金で回っていた役場職員と、昭和 61 年頃に自宅を訪れ集金した役場職員は同一人物である。」と述べているところ、B 町の回答から、申立人が記憶している役場職員は、昭和 61 年当時、A 町役場を既に退職していることが確認できる上、申立期間当時、国民年金事務を担当していた者に聴取しても、役場職員が申立期間に係る国民年金保険料を集金していたことをうかがわせる回答を得ることはできなかった。

さらに、申立人に係る A 町の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳（特殊台帳）は、オンライン記録と一致している上、申立期間は申請免除期間となっているほか、その記載内容に不適切な点は見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年4月から同年12月まで

申立期間については、私の年金手帳の国民年金の記録(1)の欄の「被保険者となった日」には、「昭和43年*月*日」の日付が、「被保険者でなくなった日」には、「昭和44年1月1日」の日付が記載されている。

当時、私の母が国民年金の加入手続を行い納付していたと思うが、国の年金記録では、申立期間が未納となっていることに納得がいかないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している年金手帳の国民年金の記録(1)の欄の「被保険者となった日」には、「昭和43年*月*日」の日付が、「被保険者でなくなった日」には、「昭和44年1月1日」の日付が記載されているところ、申立人が所持している年金手帳は、昭和49年11月から平成8年12月頃までの期間に発行されていたものであり、当該期間において、申立人は、厚生年金保険被保険者であったことが確認できることから、上記年金手帳の記載は、当該厚生年金保険被保険者の資格を喪失した13年6月に国民年金の加入手続を行った際に記載されたものと推認される。

また、オンライン記録上、申立期間の記録は、平成23年5月6日付けで追加登録されていることが確認できることから、追加登録前は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる上、申立期間当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立人は、「申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の

納付については、亡き母が行っており、当時の状況は何も分からない。」と述べている上、申立人の母親は、既に死亡しており、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付について確認することはできなかった。

加えて、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年3月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月から同年11月まで

私は、平成8年3月に会社を退職後、父親の勧めで国民年金の加入手続をA社会保険事務所（当時）で行い、毎月、同事務所に国民年金保険料を納めに行った。

しかし、私の年金記録を確認したところ、申立期間が未加入期間となっており納付できないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、「国民年金の加入手続をA社会保険事務所で行い、毎月、同事務所に国民年金保険料を納めに行った。」と主張しているところ、日本年金機構Bブロック本部C事務センターは、「申立期間当時、現年度分の保険料を納付する場合（毎年度の保険料を当該年度の翌年度の4月末までに納付する場合）は、社会保険事務所の窓口において収納又は預かり等を行っていなかった。」と回答しているほか、オンライン記録上、申立期間は国民年金の未加入期間となっている上、申立期間当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、全国健康保険協会D支部から提出された申立人に係る健康保険任意継続被保険者照会画面の写し及び任意継続被保険者保険料収納状況照会画面の写しによれば、申立期間において、申立人は健康保険の任意継続被保険者であり、加入月後の健康保険料(任意継続)を毎月納付していることが確認できる上、同支部は、「申立人に係る健康保険任意継続被保険者記録に口座振替記録が無いことから、申立人は健康保険料を社会保険事務所又は金融機関の窓口で納付したと思う。」と回答していることから、健

康保険料（任意継続）の納付と国民年金保険料の納付を誤認している可能性が考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 9 月から 51 年 4 月まで

私は、申立期間において、A社かB社に勤務しており、社会保険に加入していたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びB社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所として確認できないが、申立期間当時、申立人の勤務していた事業所が所在していた団地を管理していたC社（当時は、D社）E営業部、及び当該事業所が所在していた地区の商店街の会長の回答から、申立人が勤務していた事業所はF社の支店であると推認できるところ、当該事業所の元事業主及びその妻は、「資料は無いが、申立てをされている時期、申立人を雇用していたと思う。」と述べていることから、勤務期間は特定できないものの、申立人は当該事業所に勤務していたものと推認される。

しかし、前述の元事業主及びその妻は、「申立期間は、会社自体が厚生年金保険には加入しておらず、従業員は、各自で国民年金に加入していたので、申立人の給与から厚生年金保険料は控除していない。」と述べているところ、オンライン記録において、F社は、昭和 63 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる上、この時点で当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を取得した者のうち、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間において、当該事業所に係る雇用保険の記録が確認できる複数の者については、雇用保険の記録が確認できる当該期間の全部又は一部の期間において、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、前述の昭和 63 年 5 月 1 日に F 社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得した者（前述の元事業主及びその妻を除く。）のうち、所在が判明した複数の者に事情を聴取しても、申立人を覚えている者はおらず、申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 5 月 21 日から 52 年 2 月まで

私は、昭和 50 年 7 月から 52 年 2 月まで、A 社に B 職として勤務していたが、同社に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日が 51 年 5 月 21 日となっており、申立期間の記録が無いことが分かった。

在職中に免許を取得し、次の事業所に勤務する直前まで勤めたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、A 社は、昭和 52 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できるところ、当該事業所の元事業主は、「申立人の在籍期間については、資料が無く確認できないが、申立人は、A 社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった時まで在籍していなかったのではないか。」と述べている上、申立期間及びその前後の期間において、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間における勤務実態について確認することができない。

また、前述の元事業主は、「申立てどおりの届出、保険料納付及び保険料控除を行ったかどうかについては不明であるが、厚生年金保険を適用されている間は、実際に辞めた人しか資格喪失の手続を行っていないと思う。また、同じ日に資格喪失している者については、実際に同じ日に辞めたかどうかは確認できないものの、資格喪失の手続をまとめて行ったものと思われる。」と述べているところ、オンライン記録上、申立人と同日（昭和 51 年 5 月 21 日）に当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる 6 人（申立人を除く。）のうちの 2 人は、当該資

格喪失日より約1か月前にそれぞれ別の事業所に係る被保険者資格を取得しており、厚生年金保険被保険者期間が重複していることが確認できることから、当時、A社は、既に当該事業所を退職していた者について後日まとめて被保険者資格を喪失させていた状況がうかがえる。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。